



厚生労働省発基 1210 第 2 号

労働政策審議会

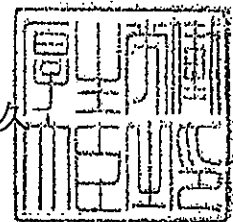
会長 樋口 美雄 殿

別紙「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案要綱（労働者災害補償保険法施行規則、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則、労働者災害補償保険特別支給金支給規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

平成 26 年 12 月 10 日

厚生労働大臣

塩崎 恭久



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案要綱（労働者災害補償保険法施行規則、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則、労働者災害補償保険特別支給金支給規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正関係）

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 労働者災害補償保険法に基づき請求等のうち一部について、記載事項に個人番号を追加するものとする。

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、従前提出を求めていた添付書類等と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、当該添付書類等が省略可能であることを明示するものとする。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則様式第一号及び第六号に法人番号を記載する欄を追加するものとする。

第三 労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部改正

労働者災害補償保険特別支給金支給規則に基づく申請のうち一部について、記載事項に個人番号を追加するものとする。

第四 厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正

厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則様式第一号及び第七号に法人番号を記載する欄を追加するものとする。

第五 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第六 施行期日

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。

一 第一の一及び第三 同法附則第一条第四号の政令で定める日

二 第一の二 同法附則第一条第五号の政令で定める日